

人権擁護委員による特設人権相談を中止します

坂本支所だより（No.188）でお知らせしておりました、6月1日（火）開催予定の人権擁護委員による特設人権相談は、熊本県が「まん延防止等重点措置」の適用期間中のため、中止となりました。相談を予定されていた方には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。差別や人権侵害などの人権に関する相談は・・・人権相談窓口 ☎30-1710 へ（月～金 午前9時～午後5時 祝日・年末除く）

《問い合わせ》 地域振興課 総務振興係 ☎45-2211



毎月11日は『人権を確かめ合う日』です。

☆☆市税等の納期について☆☆

6月30日（水）納期限のものは

- ☑市県民税 1期
- ☑国民健康保険税 3期
- ☑介護保険料 3期
- ☑簡易水道使用料6月分（5月使用分）

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。



※納付にお困りの場合は、お早めにご相談ください。
※納期限が土曜日、日曜日にあたる場合は、次の月曜日になります。

です。

《問い合わせ》 地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212

行政・法律合同相談会中止のお知らせ

熊本県が「まん延防止等重点措置」の適用期間中につき、6月11日（金）開催予定の「行政・法律合同相談会」を中止いたします。皆様のご理解とご協力をお願いします。

《問い合わせ》 地域振興課 市民サービス係 ☎45-2212

☆☆令和3年度八代市金婚夫婦を募集します☆☆

苦楽をともに50年の長き道のりを、寄り添い、労わりながら歩んで来られた金婚夫婦を表彰します。

- 《対象者》
- ◎ 昭和46年1月1日～昭和46年12月31日までに結婚又は入籍されたご夫婦
 - ◎ 昭和45年以前に結婚又は入籍をされたご夫婦で、これまでに金婚夫婦表彰を受けたことがないご夫婦

《申込期間》 6月1日（火）～6月30日（水）

《申込場所》 長寿支援課（仮設庁舎西棟1階）、坂本健康福祉地域事務所、または坂本コミュニティセンター

《申込方法》 申込場所に設置してある申込用紙に記入し、提出してください。



《問い合わせ》 長寿支援課 地域支援係 ☎33-4436

6月1日から路線バス「坂本線」が通常運行を再開します

7月豪雨後、八代市役所前～遥拝間の折り返し運行としていた路線バス「坂本線」について、6月1日から八代市役所前～坂本駅前までの通常運行が再開されます。

【6月1日からの運行内容】

区間：八代市役所前～坂本駅前

便数：（平日） 上り10便 下り10便 合計20便
（土日祝） 上り7便 下り6便 合計13便



※ 路線バスの通常運行再開に伴い、代替として運行しておりました「坂本駅～八代市役所間」臨時無料運行は5月31日をもって終了します。

《問い合わせ》 （路線バスの運行に関すること） 産交バス（株）八代営業所 ☎32-5145
（臨時無料運行に関すること） 企画政策課 ☎33-4104

備えましょう！！～6月は「土砂災害防止月間」です～

毎年、6月1日から30日は「土砂災害防止月間」です。梅雨時期になると、雨が続く日が多くなります。集中豪雨や台風、地震等が引き金となって、がけ崩れや土石流、地すべりなどの「土砂災害」が発生します。昨年、坂本町に大きな被害をもたらした豪雨のように、近年は想像を超える災害がどこで起きるかわかりません。

「土砂災害」から身を守るためには、私たち一人ひとりが日頃から備えておくことが重要です。また、一人ひとりの行動力には限界があります。住民同士が助け合って、万が一の災害を乗り越えましょう。

【実践しましょう！！】

- ①家の周りの危険箇所の確認
 - ②避難経路、避難場所の確認
 - ③隣近所の普段からの言葉かけ
 - ④自主防災会訓練等への参加
- 以上のことは一例です。

災害時はとっさの判断が出来ずに混乱し、正しい行動が取れない場合があります。特に真夜中や大雨時の移動は困難です。大雨が降り出したら、テレビやラジオの気象情報等で情報を収集し、「自分の命は自分で守る」ということを心がけ、安全な場所へ早めに避難しましょう。

【土砂災害の前兆現象にも注意！！】

下記のような兆候が見られると、土砂災害が発生する恐れがありますので、気づいたら、ご近所にも知らせ、いち早く安全な場所に避難しましょう。



警戒レベル4

令和3年5月20日から 避難指示で必ず避難 ～避難勧告は廃止です～

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
4	避難指示※2	避難指示（緊急） 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1	早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってははいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。